

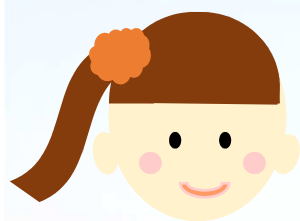
# 「青森市空き家・空き地バンク」 のご案内

青森市内に空き家・空き地をお持ちの方へ

「空き家・空き地バンク」に登録しませんか？

青森市内に空き家・空き地をお探しの方へ

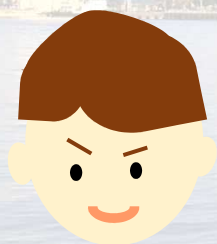
「空き家・空き地バンク」を利用してみませんか？



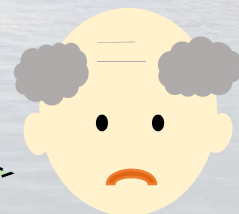
自宅の近くに駐車スペースが欲しいけど、いい土地はないかな



実家を相続したけど、遠くに住んでいて管理できないから処分したい・・・



手頃な価格の中古物件はないかな



マンションに移るから、空き家を土地と一緒に格安で譲りたい・・・

青森市内にある空き家・空き地を売りたい・貸したい方からの  
情報登録をお待ちしています。

バンクへの情報登録・利用は無料です！

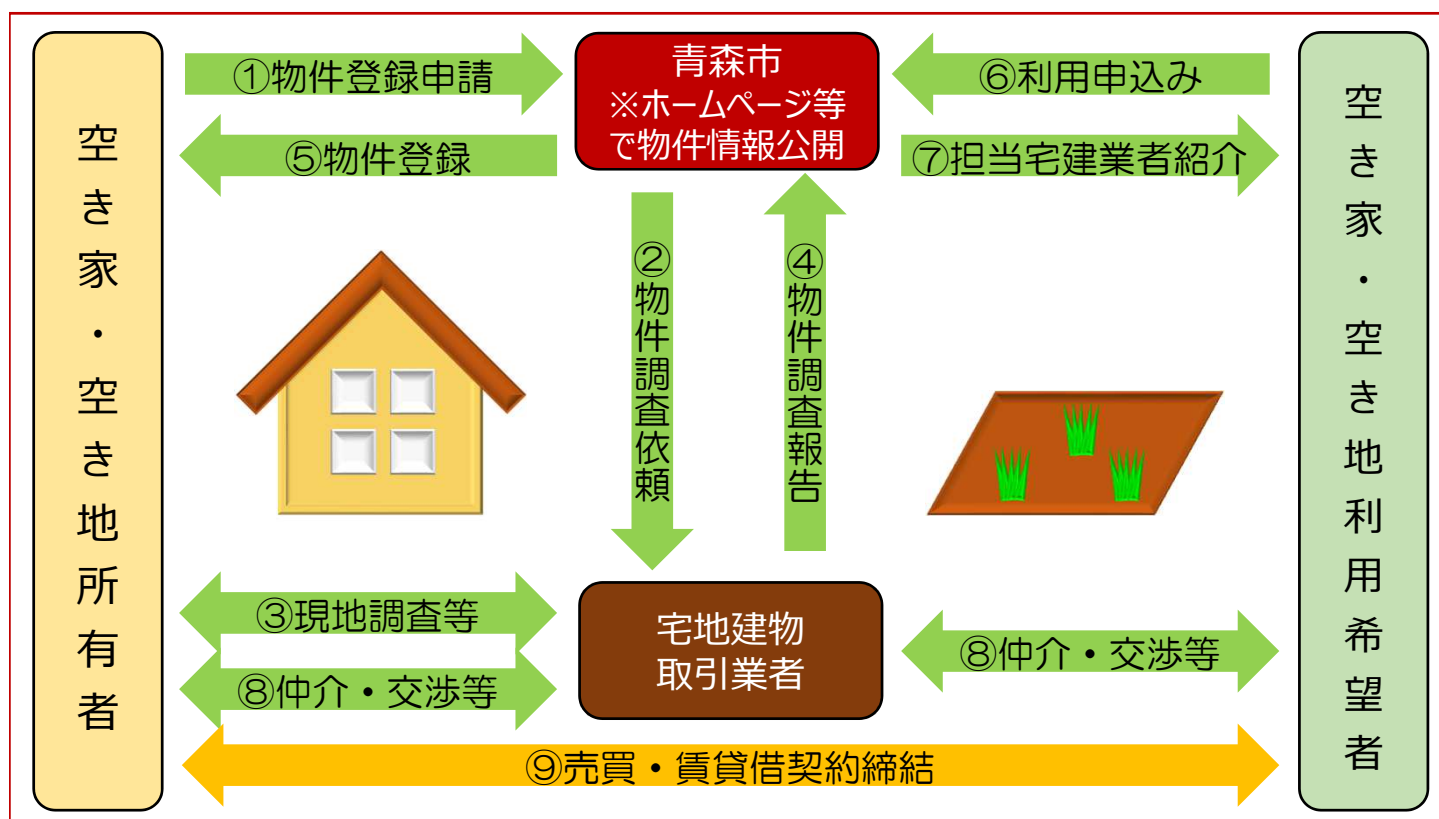
## ◎「青森市空き家・空き地バンク」とは？

- 青森市内にある空き家・空き地の売却または賃貸を希望する空き家・空き地所有者より申込みを受け、空き家・空き地の利用を希望しているかたにホームページ等で情報提供を行い、取引に繋げる制度です。

※空き家・空き地所有者と空き家・空き地利用希望者のマッチングを行うものであり、青森市が売買・賃貸借の仲介を行うものではありません。

- 仲介は、バンクに協力する宅地建物取引業者が行いますので、安心して交渉や契約を行うことができます。

# ☆「青森市空き家・空き地バンク」の仕組み



## ◎「青森市空き家・空き地バンク」の特徴

- ・登録時点で、宅地建物取引業者との仲介の契約を必要としません。

## ◎空き家・空き地の登録要件

- ・登録時点で、宅地建物取引業者に仲介を依頼していないもの
- ・空き家においては、個人が居住を目的として建築したもので、市内に存在する現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定の建物を含む。）。ただし、所有者等が事業として賃貸、分譲等の用途に供する建物は除きます。
- ・空き地においては、個人が所有する市内の土地であって、法令上、住宅を建築できる土地で、登録時において住宅が存在していない土地（不動産業を営むものが所有する土地を除く）。

## ◎「空き家・空き地バンク」に協力する宅建業者

- ・「青森市空き家・空き地バンク」に協力する宅地建物取引業者は、下記の団体に所属する会員から市と当該団体が募集し、市に登録された宅地建物取引業者となります。

- 公益社団法人青森県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人全日本不動産協会青森県本部

## ◎注意事項

- ・契約成立時には、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- ・バンクに登録した物件を市が管理や補修を行うことはありません。
- ・青森市は交渉・契約に関する仲介行為は行いません。交渉・契約に関する紛争等についても関与しません。

お問い合わせ

青森市都市整備部 住宅政策課  
〒030-0801 青森市新町一丁目3-7  
☎017-734-5576

青森市 空き家・空き地バンク

検索